

最高裁秘書第2699号

令和3年9月2日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

5月31日付け（6月2日受付，第030234号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 裁判官会議（第10回）議事録（片面で2枚）
- (2) 裁判官会議（第11回）議事録（片面で1枚）
- (3) 裁判官会議（第12回）議事録（片面で2枚）
- (4) 裁判官会議（第13回）議事録（片面で3枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の各文書には，個人識別情報（署名及び印影）が記載されており，これらの情報は，行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから，これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

裁判官会議（第10回）議事録

令和3年4月7日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 大谷長官、池上、小池、木澤、菅野、山口、戸倉、宮崎、深山、三浦、草野、宇賀、林、岡村、長嶺各裁判官

大谷長官議長席に着く。

議事

1 令和3年度における裁判官以外の裁判所職員の研修の実施について

遠藤裁判所職員総合研修所長から、資料第1に基づき、標記の研修の実施について説明があり、原案どおり決定した。

2 人事について

(1) 徳岡人事局長から、資料第2に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官については報告がされ、2の裁判官の転補等及び3の裁判官の再任については、いずれも原案どおり決定し、4の令和3年春の勲章受章者の内定については、報告がされた。

(2) 徳岡人事局長から、資料第3に基づき、仙台高等裁判所長官の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

仙台高等裁判所長官青柳勤の定年退官に伴い、神戸地方裁判所長古財英明を仙台高等裁判所長官とし、その後任者を大阪高等裁判所判事（部の事務総括者）西川知一郎とし、その後任者を熊本地方裁判所長松井英隆とし、その後任者を鹿児島地方、家庭裁判所長片山昭人とし、その後任者を那覇家庭裁判所長遠藤真澄とし、その後任者を福岡家庭、地方裁判所判事塩田光代とする。

午前10時55分終了

議長

秘書課長

裁判官会議付議人事関係事項(令和 3. 4. 7提出)

1 裁判官の退官について

定年退官 (令 3. 5. 10)

岡山簡裁判事

紺 田 壽 志

2 裁判官の転補等について

福岡高那覇支判事 (支部長) ・ 那覇
簡裁判事

さいたま地家判事 (部総括) ・ さい
たま簡裁判事

谷 口 豊 (41)

さいたま地家判事 (部総括) ・ さい
たま簡裁判事

東京地判事 (部総括) ・ 東京簡裁判
事

沖 中 康 人 (44)

東京地判事 (部総括) ・ 東京簡裁判
事

東京高判事 ・ 東京簡裁判事

村 主 隆 行 (48)

3 裁判官の再任について

横浜家地川崎支判事 ・ 川崎簡裁判事

横浜家地川崎支判事 ・ 川崎簡裁判事

坂 田 千 絵 (43)

(令和3年5月5日限り任期終了者)

4 令和3年春の勲章受章者の内定について (報告)

「令和3年春の勲章受章者名簿 (内定)」のとおり

裁判官会議（第11回）議事録

令和3年4月14日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 大谷長官、池上、小池、木澤、菅野、山口、戸倉、宮崎、深山、三浦、草野、宇賀、林、岡村、長嶺各裁判官

大谷長官議長席に着く。

議事

1 刑事訴訟規則の一部を改正する規則について

吉崎刑事局長から、資料第1に基づき、標記の規則について説明があり、原案どおり決定した。

2 金融商品取引法等による第三者の財産等の没収手続に関する規則の一部を改正する規則について

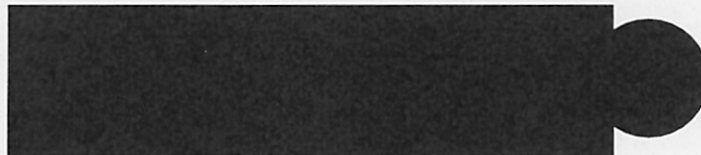
吉崎刑事局長から、資料第2に基づき、標記の規則について説明があり、原案どおり決定した。

午前10時55分終了

議長



秘書課長



裁判官会議（第１２回）議事録

令和３年４月２１日（水曜日）

裁判官会議室において、午前１０時３０分開議

出席者 大谷長官、池上、小池、木澤、菅野、山口、戸倉、宮崎、深山、三浦、草野、宇賀、林、岡村、長嶺各裁判官

大谷長官議長席に着く。

議事

人事について

- (1) 徳岡人事局長から、資料第１に基づき、人事関係事項について説明があり、裁判官の転補等については、原案どおり決定した。
- (2) 徳岡人事局長から、資料第２に基づき、京都家庭裁判所長の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

大阪高等裁判所判事小西義博の定年退官に伴い、京都家庭裁判所長本多久美子を大阪高等裁判所判事（部の事務総括者）とし、その後任者を山口地方、家庭裁判所長徳岡由美子とし、その後任者を高松高等裁判所判事杉山慎治とする。

午前１０時４４分終了

議 長

秘書課長

裁判官会議付議人事関係事項(令和 3. 4. 21提出)

裁判官の転補等について

福岡家地判事(部総括)・福岡簡裁
判事

福岡高判事・福岡簡裁判事

小田島 靖 人(46)

福岡高判事・福岡簡裁判事

福岡地家判事・福岡簡裁判事

今 泉 愛(51)

福岡地家判事補・福岡簡裁判事

東京地判事補・東京簡裁判事

根 岸 聡 知(66)

裁判官会議（第13回）議事録

令和3年4月28日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 大谷長官、池上、小池、木澤、菅野、山口、戸倉、宮崎、深山、三浦、草野、宇賀、林、岡村、長嶺各裁判官

大谷長官議長席に着く。

議事

人事について

(1) 徳岡人事局長から、資料第1に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官については、報告及び原案どおり決定し、2の裁判官の転補等、3の裁判官の再任等、4の裁判官の海外出張及び5の災害補償審査申立事案に関する判定については、いずれも原案どおり決定した。

(2) 徳岡人事局長から、資料第2に基づき、大津地方、家庭裁判所長の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

ア 大津地方、家庭裁判所長瀧華聡之の定年退官に伴い、札幌高等裁判所判事富田一彦を大津地方、家庭裁判所長とする。

イ 知的財産高等裁判所判事鶴岡稔彦の定年退官に伴い、水戸家庭裁判所長東海林保を知的財産高等裁判所判事（部の事務総括者）とし、その後任者を東京高等裁判所判事原道子とする。

ウ 大阪家庭裁判所長田中俊次の定年退官に伴い、奈良地方、家庭裁判所長森純子をお阪家庭裁判所長とし、その後任者を那覇地方裁判所長田中健治とし、その後任者を大阪地方裁判所判事村越一浩とする。

午前11時02分終了

議長

秘書課長

裁判官会議付議人事関係事項(令和 3. 4. 28提出)

1 裁判官の退官について

定年退官(令 3. 6. 7)

東京高判事・東京簡裁判事

渡 邊 左千夫(35)

依願免本官並びに兼官(令 3. 5. 25)

東京高判事・東京簡裁判事

藤 井 俊 郎(43)

定年退官(令 3. 6. 5)

名寄簡裁判事・中頓別簡裁判事

中 川 宏 一

2 裁判官の転補等について

高松高判事(部総括)・高松簡裁判事

名古屋高金沢支判事(支部長)・金沢簡裁判事

高 山 光 明(39)

名古屋高金沢支判事(支部長)・金沢簡裁判事

大阪家判事(部総括)・大阪簡裁判事

森 浩 史(40)

大阪家判事(部総括)・大阪簡裁判事

大阪高判事・大阪簡裁判事

真 鍋 秀 永(46)

札幌地家判事補・札幌簡裁判事

福岡地家判事補・福岡簡裁判事

大 塚 真 史(68)

東京地判事補・東京簡裁判事

札幌地家判事補・札幌簡裁判事

坂 本 桃(68)

名寄簡裁判事・中頓別簡裁判事

岩内簡裁判事・寿都簡裁判事

布 谷 靖 裕

岩内簡裁判事・寿都簡裁判事

札幌簡裁判事

青 山 直 人

3 裁判官の再任等について

千葉地判事（所長）・千葉簡裁判事

千葉地判事（所長）・千葉簡裁判事

堀 田 眞 哉 (41)

(令和3年5月25日限り任期終了者)

札幌地判事（部総括）・札幌簡裁判事

札幌地判事（部総括）・札幌簡裁判事

中 川 正 隆 (51)

(令和3年5月25日限り任期終了者)

4 裁判官の海外出張について

「裁判官海外出張者名簿」のとおり

5 災害補償審査申立事案に関する判定について

判定（案）（令和元年災第2号事案）のとおり